

平成 27 年度事業報告

自 平成 27 年 4 月 1 日
至 平成 28 年 3 月 31 日

○ はじめに

当協会は、平成 24 年 4 月 1 日、一般社団法人航空貨物運送協会に移行し、航空運送業界を取り巻く環境が厳しい中、事業計画に従い委員会活動を中心に、会員事業者のニーズに沿った多岐に亘る事業活動を積極的に推進した。

平成 27 事業年度における事業活動の概要は次のとおり。

1. 会員の動向

正会員数は、平成 27 年度末で 126 社となっており、昨年度に比べ 3 社減となった。

◇会員数の推移 (社)

会員種類	平成 27 年 3 月 31 日現在	入 会	退 会	平成 28 年 3 月 31 日現在
正会員	129	1	4	126
準会員	20	2	1	21
賛助会員	14	0	1	13

2. 活動報告

(1) 事業活動 (添付：事業活動報告 [1] 参照)

① 一般社団法人の円滑な運営

平成 24 年 4 月 1 日に一般社団法人に移行後、公益目的支出計画の着実な実施、収支改善への取り組み、透明性のある協会運営に向けた各種規程類等の見直しなど、円滑、適切な協会運営に努めた。

② 教育訓練事業の実施

会員会社社員のレベルアップを図るため、IATA ディプロマ試験事前講習会、基礎講習会、危険物講習会等を実施し、合計 2,323 名が受講した。

③ 事業活動等の拡充

会員会社社員の知識アップを図るため、危険物規則改訂に係る説明会や国際物流セミナー等を開催し、円滑な業務活動への有効活用を図った。

④ ディプロマ認定試験等への対応

ディプロマ認定試験のための事前講習会を開催し、計 1,404 名が受講するとともに、ディプロマ認定試験(基礎、危険物コース)を 4 回実施し、計 1,685 名が受験し、計 842 名が合格した。

またディプロマ試験高得点者に対する表彰を 3 回実施し、計 6 名が受賞した。

⑤ 保安問題への対応

全世界向け旅客便搭載貨物に対する 100%爆発物検査の実施に伴う新 KS/RA 制度が平成 26 年 4 月から実施されたことに伴い、当制度の円滑な運用と定着のため、国土交通省と協議・調整を行うとともに、航空保安教育訓練支援機関の認定による航空保安教育訓練の実施に取り組んだ。

⑥ 安全問題への対応

国土交通省の安全関係通達等を受けて会員への周知徹底を図るとともに、荷主及び会員等を対象とした危険物講習会を開催した。

⑦ 啓蒙活動の推進

国土交通省及び財務省と協力し、無申告危険物搭載防止キャンペーンや社会悪物品等の密輸防止キャンペーンを実施し、会員会社社員を含め広く国民に対する啓蒙活動を推進した。

⑧ 羽田空港の利活用

羽田空港の利活用を図るため、関係機関との連携・協議を実施した。

⑨ 次期 NACCS 更改への対応

平成 29 年に予定されている次期 NACCS の稼働に向けて、財務省・税関・NACCS センター(輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社)が主催する各種会合に参画し、意見交換を行うとともに協議、調整を進めた。

⑩ 外部機関に対する教育活動の実施

一橋大学において寄附講座を行うとともに、専門学校の航空貨物専門コースへの講師派遣を実施した。

⑪ 広報活動・情報提供の推進

JAFANA ニュースの発行、合計実績情報の提供、専門紙記者との懇談会及び BIAC（国際航空貨物航空会社委員会）との共催による賀詞交歓会を実施した。

⑫ 国際会議への参加等

FIATA（国際貨物輸送業者協会連合会）、FAPAA（アジア・太平洋地域航空貨物協会連盟）などの各種国際会議に出席するとともに、海外機関等に係る重要情報等の会員への提供に努めた。

⑬ その他事業の推進

会員に対する迅速な情報の提供等に努めた。

(2) 会合の開催実績

① 総会

平成 27 年 6 月 9 日（火）、東京・グランドプリンスホテル高輪において、平成 27 年度定時総会を、119 会員(委任状提出 48 会員)の出席を得て開催した。

代表理事・会長の開会挨拶後、代表理事・会長が議長となり、議事を進行した。

上程された第 1 号から第 6 号までの議案について、いずれも満場一致で可決承認された。

第 1 号議案	平成 26 年度収支決算(案)について
第 2 号議案	平成 27 年度事業計画(案)について
第 3 号議案	平成 27 年度収支予算(案)について
第 4 号議案	定款の一部改正(案)について
第 5 号議案	会費規程の一部改正(案)について
第 6 号議案	理事の補充選任(案)について

② 理事会

通常理事会を 7 回開催した。

理事会においては、定時総会付議事項、事業運営における重要事項について審議し、議決するとともに、業務関連事項について、各種の報告が行われた。

③ 正副会長会

1 回開催し、当協会の会務運営上の重要事項について検討と報告が行われた。

④ 委員会・ワーキンググループ

当協会の事業活動の中心となる各部会各委員会及びワーキンググル

ープを開催し、事業計画に基づき、各委員会・ワーキンググループ等の所掌事項に関する活動が積極的に行われた。

3. 法人の状況に関する重要な事項について

法人法施行規則第34条第2項第1号に対応する事項については、上記に記載されているため、内容の記載を省略している。

4. 業務の適正を確保するための体制の整備について

- ① 理事は、理事会を構成し、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、忠実に職務を適正に執行した。代表理事・会長は、本協会を代表して業務を総理し、副会長及び専務理事は会長を補佐した。(定款14条)
- ② 理事会は全ての理事をもって構成し、理事会の議長は、代表理事・会長がこれに当たった。(定款31条、35条)
- ③ 理事会の議事録は、法令の定めるところにより作成し、出席した代表理事及び監事が記名押印した。議事録は、法令で定めるところにより、主たる事務所に備え置いた。(定款39条)
- ④ 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成した。また、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査した。(定款15条)
- ⑤ 監事は、理事会に出席し、必要に応じて意見を述べた。(定款15条)
- ⑥ 代表理事・会長は、本協会の事業計画及び予算並びに事業報告及び決算に係る書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得て、総会において、事業報告については報告し、事業計画、予算及び決算については承認を得た。(定款48条、50条)
- ⑦ 本協会の事務については、事務局において、適切な事務処理を実施した。(定款42条)
- ⑧ その他特筆すべき項目はない。